

# 公益社団法人発足にあたって



公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会  
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

会長 伊藤 博

このたび全宅連は平成24年3月7日付にて、全宅保証は平成24年3月16日付にて内閣府公益認定等委員会(池田守男委員長)より、野田佳彦内閣総理大臣あての公益社団法人認定の答申を得ることができました。これも会員のみなさま方ならびに関係各位のご理解、ご協力の賜物であり感謝申し上げます。

さて平成20年6月に、今般の公益法人制度改革への対応を図るべく組織整備特別委員会(和氣猛仁委員長)を設置し、鋭意検討を重ねてきました。

平成21年2月に同委員会より公益法人改革に対する対応について(答申)が提出されました。同答申においては、「全宅連、宅建協会、全宅保証とも宅建業法に規定され、設立当初より公益法人として公益的活動と宅建業の適正な運営、業界の健全な発達及び消費者保護を図る活動を行ってきたことから、今後、消費者からの期待に応えていくためにも公益社団法人を目指すことが最良である」との結論に達しましたことから、公益社団を目指すべく、事業、組織、財務の整備を行いました。

それらの諸準備を踏まえ、昨年6月の通常総会において、定款変更案の承認を得て、8月に内閣府公益認定等委員会に公益社団法人の認定申請を行ってまいりました。

公益認定申請より6ヵ月余りに及ぶ長い審査期間でしたが、全宅連では3つの公益事業(①不動産に関する調査研究・情報提供活動、②不動産取引等啓発事業、③不動産に係る人材育成事業)が、全宅保証では4つの公益事業(①苦情相談・解決事業、②研修・情報提供事業、③保証事業、④宅地建物取引健全育成事業)がすべて公益事業として認められましたことは誠にご同慶の至りであります。

また、全宅連傘下の都道府県宅建協会においても、先の答申を踏まえて、愛知をはじめとして、東京、埼玉、香川、北海道、福岡、福島、愛媛、青森、滋賀、高知、鹿児島、三重、和歌山の14宅建協会が公益認定の答申を得るとともに、兵庫、熊本の2宅建協会が一般認可の答申を得て、いずれも4月1日付で新しい社団法人としてスタートいたします。

全宅連・全宅保証は、4月1日付で新たにスタートする公益社団法人として、不動産取引の活性化に資する事業を行うとともに、宅地建物取引に係る者の資質の向上及び消費者の保護を図る事業を積極的に展開して参りたいと考えております。今後とも、本会に対する関係各位のご協力をお願いし、ご挨拶とさせていただきます。